

静岡県人事委員会は、管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年10月20日

静岡県人事委員会委員長 小川 良 昭

静岡県人事委員会規則14-182

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（静岡県人事委員会規則14-1）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表第1 本庁		別表第1 本庁	
機関	職	機関	職
(略)		(略)	
知事部局	部長、知事戦略監、地域外交監、農林水産戦略監、危機管理監、県理事、部長代理、危機管理監代理、部理事、局長、 <u>地域政策局長</u> 、伊豆観光局長、 <u>地域政策局次長</u> 、 <u>知事公室長</u> 、局参事（人事若しくは服務又は局の事務を総括整理する事務を担当する者に限る。）、景観まちづくり監、地震防災センター所長、総務監、経理監、政策監、危機報道監、課長、人材育成室長、 <u>個人住民税対策室長</u> 、 <u>権限移譲推進室長</u> 、 <u>県民のこえ室長</u> 、 <u>旅券室長</u> 、 <u>内陸フロンティア推進室長</u> 、 <u>建築確認検査室長</u> 、 <u>鳥獣捕獲管理室長</u> 、 <u>企画調整室長</u> 、 <u>オリンピック推進室長</u> 、 <u>ラグビーワールドカップ推進室長</u> 、 <u>人権同和対策室長</u> 、 <u>精神保健福祉室長</u> 、 <u>医療人材室長</u> 、 <u>商業まちづくり室長</u> 、 <u>先端農業推進室長</u> 、 <u>港湾経営推進室長</u> 、局技監（人事若しくは服務又は局の事務を総括整理する者に限る。）、課参事（人事又は服務を担当する者に限る。）、課技	知事部局	部長、知事戦略監、地域外交監、農林水産戦略監、危機管理監、県理事、部長代理、危機管理監代理、部理事、局長、 <u>支援局長</u> 、伊豆観光局長、 <u>支援局次長</u> 、局参事（人事若しくは服務又は局の事務を総括整理する事務を担当する者に限る。）、景観まちづくり監、地震防災センター所長、総務監、経理監、政策監、危機報道監、課長、人材育成室長、 <u>個人住民税対策室長</u> 、 <u>資産経営室長</u> 、 <u>旅券室長</u> 、 <u>内陸フロンティア推進室長</u> 、 <u>建築確認検査室長</u> 、 <u>鳥獣捕獲管理室長</u> 、 <u>人権同和対策室長</u> 、 <u>精神保健福祉室長</u> 、 <u>医療人材室長</u> 、 <u>通商推進室長</u> 、 <u>商業まちづくり室長</u> 、 <u>先端農業推進室長</u> 、 <u>港湾経営推進室長</u> 、局技監（人事若しくは服務又は局の事務を総括整理する者に限る。）、課参事（人事又は服務を担当する者に限る。）、課技

を総括整理する事務を担当する者に限る。)、課参事(人事又は服務を担当する者に限る。)、課技監(人事又は服務を担当する者に限る。)、課長代理(人事又は服務を担当する者に限る。)、専門監(人事又は服務を担当する者に限る。)、総務班長(知事公室秘書課、経営管理部総務局総務課、政策企画部総務課、文化・観光部総務企画課及び危機管理部総務課並びに総務監付の者に限る。)、主幹(経営管理部総務局総務課及び総務監付の者であって総務を担当する者に限る。)

(略)	
秘書課	秘書主幹、主査(知事秘書の業務を担当する者に限る。)、主任(知事秘書の業務を担当する者に限る。)
(略)	

(略)	
教育委員会事務局	教育次長、教育監、理事、課(室)長、事務統括監、人事監、参事(人事、給与又は服務を担当する者に限る。)、指導監、課長補佐(人事又は服務を担当する者に限る。)、班長(人事、給与又は服務を担当する者に限る。)、局付主幹、 <u>主席主任人事管理主事、主任人事管理主事、主席人事管理主事、人事管理主事、主席管理主事、管理主事、主幹</u>

監(人事又は服務を担当する者に限る。)、課長代理(人事又は服務を担当する者に限る。)、専門監(人事又は服務を担当する者に限る。)、総務班長(知事戦略局総務課、危機管理部総務課及び経営管理部総務局総務課並びに総務監付の者に限る。)、主幹(経営管理部総務局総務課及び総務監付の者であって総務を担当する者に限る。)

(略)	
秘書課	秘書監、秘書主幹、主任(知事秘書の業務を担当する者に限る。)
(略)	

(略)	
教育委員会事務局	教育次長、教育監、理事、課(室)長、事務統括監、人事監、指導監、 <u>参事(人事を担当する者に限る。)</u> 、課長代理(人事を担当する者に限る。)、 <u>総務班長、班長(人事、給与又は勤務条件を担当する者に限る。)</u> 、局付主幹、 <u>主幹(人事を担当する者に限る。)</u> 、 <u>教育主幹(人事を担当する者に限る。)</u> 、主査(人事、給与又は勤務条件を担当

	(教育総務課又は出先機関を統括する課の総務を担当する者に限る。)
教育総務課	専門監、総括主幹、主幹、主査(人事、法規又は給与を担当する者に限る。)、主任(給与を担当する者に限る。)、主事(法規又は給与に関する事務を行う者に限る。)
義務教育課	主査(人事又は免許を担当する者に限る。)、主任(免許を担当する者に限る。)
高校教育課	専門監、主査(人事を担当する者に限る。)、主任(人事を担当する者に限る。)
特別支援教育課	主査(人事を担当する者に限る。)
(略)	

別表第2 出先機関

機関	職
(略)	
環境衛生科学研究所	所長、副所長、部長、 <u>総務課長</u>
(略)	
ふじのくに地球環境史ミュージアム	(略)
空港管理事	(略)

	する者に限る。)、教育主査(人事を担当する者に限る。)、主任(人事又は給与を担当する者に限る。)、主事(給与又は勤務条件に関する事務を行う者に限る。)
(略)	

別表第2 出先機関

機関	職
(略)	
環境衛生科学研究所	所長、副所長、部長、 <u>総務企画課長</u>
(略)	
ふじのくに地球環境史ミュージアム	(略)
富士山世界遺産センター開設準備事務所	<u>所長、企画総務課長</u>
空港管理事	(略)

務所	
(略)	
農林技術研究所	所長、部長、研究統括監、次長、総務課長、センター長、総務課分室長
(略)	
農林大学校	(略)
漁業高等学園	(略)
(略)	
技術専門校	校長、 <u>技監</u> （ <u>人事又は服務を担当する者に限る。</u> ）、総務課長
(略)	
教育事務所	所長、次長、地域支援課長、総務課長、 <u>主席総括管理主事</u> 、 <u>総括管理主事</u>
(略)	
総合教育センター	所長、次長、参事、総務企画課長
(略)	

務所	
(略)	
農林技術研究所	所長、部長、研究統括監（ <u>人事を担当する者に限る。</u> ）、次長、総務課長、センター長、総務課分室長
(略)	
農林大学校	(略)
<u>ふじのくに茶の都ミュージアム</u>	副館長、企画総務課長
漁業高等学園	(略)
(略)	
技術専門校	校長、総務課長
(略)	
教育事務所	所長、 <u>副所長</u> 、次長、地域支援課長、総務課長、 <u>人事監</u> 、 <u>指導監</u> 、 <u>参事</u> （ <u>人事を担当する者に限る。</u> ）
(略)	
総合教育センター	所長、 <u>副所長</u> 、部長、総務課長
(略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。